

知つておきたい 保険のはなし

vol.12

民間の保険を買うその前に！

公的医療保険を理解して、無駄のないご加入を～その①～

話題の環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉で、よく聞かれる言葉のひとつに「国民皆保険制度」があります。我が国の全ての国民は、病気やケガなどの治療や入院にかかる医療費負担の軽減を目的とした公的医療保険に必ず加入することになっています。

公的医療保険は、社会保険の一部であり、他には年金保険、労災保険、雇用保険、介護保険があります。公的医療保険を大きく分けると、「職域保険（被用者保険）」「地域保険（国民健康保険）」「後期高齢者医療制度」の三つがあります。

「職域保険（被用者保険）」は、民間企業に勤務する人とその家族（被扶養者）

を対象としています。主として大企業の組合管掌健康保険、中小企業の全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、公務員などの各種共済組合、船員の船員保険があります。被用者保険は、保険料は加入者に扶養家族がいる場合もいらない場合も同じであり、原則として雇用者と加入者が半分ずつ負担します。

「地域保険（国民健康保険）」は、被用者保険に属さない自営業者、農家、開業医、無職の人などが対象です。市区町村が運営する保険と、医師や理容師

など同業種の自営業者で組織した組合が運営する保険の二種類があります。ともに被用者保険での被扶養者という考え方ではなく、加入は個人単位です。市区町村国民健康保険の保険料の決め方は、市区町村によって異なります。前年に申告した所得や、家族の人数などによって決められ、世帯主が家族分をまとめて納付します。高齢者が多くの医療費がかかる市区町村は、総じて保険料が高くなる傾向にあります。

後期高齢者医療制度は、原則として75歳になるとそれまで加入していた公的医療保険を脱退し、個人単位で加入します。原則、年金から保険料が天引きされます。

民間の保険（共済）とは違う公的医療保険。次の機会に公的医療保険でやつて貰えることや経済的なサポート制度についてお話ししたいと思います。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 賢